



暮らしと環境



ごみの分け方・出し方

➡ クリーンセンター ☎ 44-5300

ごみはきちんと分別し、決められた日の朝8:00までに、決められた場所へ出してください。

種別	収集	品目	出すときの注意
燃えるごみ	週2回	生ごみ、皮革製品、カセットテープ、CD、MD、小型プラスチック類 など	● 透明か半透明の袋に入れて出してください。 ● 台所のごみは水切りを十分に行ってください。 ● 雑草・庭木などの剪定ごみ(長さ30cm・直径5cm以内)はクリーンセンターに直接持ち込んでください。
燃えないごみ	月1回	鍋、フライパン、おもちゃ、照明器具、ガラス片、陶器類、傘、オーブントースター、ビデオデッキなどの小型電化製品、大きめのプラスチック類 など	● ライターは完全に中身を使い切ってから出してください。 ● 市指定のコンテナ以外で出されたものは収集できません。
かん	月2回	アルミ缶、スチール缶、缶詰、スプレー缶、カセットボンベ など	● 中身を完全に捨て、水洗いをし、指定のコンテナに入れてください。 ● スプレー缶、カセットボンベは必ず中身を使い切ってから、穴を開けないで出してください。
びん	月1回	飲料用・化粧品のびん、薬のびん(ただし劇薬・農薬は除く)	● 中身を完全に捨て、水洗いをし、指定のコンテナに入れてください。 ● 強化ガラス、特殊ガラスのびんは不燃ごみに出してください。 ● ビールびん、一升びん、牛乳びんなどのリターナルびんは販売店などに返却してください。
ペットボトル	月1回	ペットボトル	● キャップ、ラベルははがして容リプラで出してください。 ● 透明・半透明の袋に入れて出してください。 ● 油や洗剤等の中身の付着のあるものは、燃えるごみに出してください。
古紙類	月2回	雑誌、新聞紙、チラシ、包装紙、紙箱、教科書、ノート、ダンボール、牛乳パック、雑紙類	● 種類別にきちんと分別をし、ひもで縛ってください。 ● 雑紙は紙袋に入れて縛ってください。 ● 封筒はセロファン部分を除き、はがきについては、圧着はがきを除いて出してください。
古布	月1回	シャツ、ズボン、タオル、毛布、肌着、シーツ、布団カバー、ハンカチ、スカーフ など	● 衣類等については洗ったもので、透明・半透明の袋に入れて出してください。 ● 衣類等については、濡れないよう(汚れないよう)にして出してください。 ● 破損・汚れがひどい場合は、燃えるごみに出してください。
容器包装プラスチック(容リプラ)	週1回	ポリ袋、食品袋類およびその他(ペットボトルの蓋、ラベル)、トレイ、発泡スチロール、パック、カップ類、ボトル類(シャンプー、洗剤、飲料など)	● 中身や汚れを洗い流し、透明・半透明の袋に入れて出してください。 ● 収集袋の中には小袋に入れた容リプラを入れないでください。 ● 汚れの取れないもの、発火するもの、切れたりするもの、刺さる物は出さないでください。 ● 対象とならないプラスチック類は出せません。(バケツ、ハンガー、おもちゃなど)
有害ごみ	第5水曜	蛍光灯、乾電池、充電式電池、ボタン電池、電球、水銀体温計など	● 指定のコンテナに入れて出してください。



暮らしと環境

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

高さの違う公衆電話



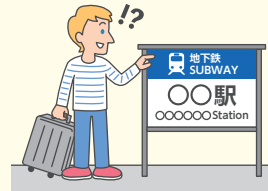
子どもや車いすの方などさまざまな方に対応できる高さの異なる公衆電話。

高さの違う2種類の手すり



身長や身体的能力に合わせて使える高さの違う手すり。

外国語の案内



住民だけでなく外国人観光客の方にとっても分かりやすい案内板。



種別	収集	品目	出すときの注意
粗大ごみ	電話予約による 収集申込	タンス、ソファ、ベッド、扇風機、布団、テーブル、自転車、テレビ台、電子レンジ、マットレス など	●家電リサイクル法に該当する電化製品やクリーンセンターで受入れ出来ないものは引取りできません。

※家庭で使用された食用油を回収して再利用しています。ご利用ください。

〔回収場所：市役所（新庄庁舎・當麻庁舎）、忍海集会所、クリーンセンター、葛城市商工会新庄本所〕

収集できないゴミ

種別	品目	出すときの注意
家電リサイクル法対象品	家電リサイクル法対象商品 テレビ（液晶等含む）、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫（冷凍庫含む）	●購入または買い替えをされるお店、近くの電気店や家電量販店にお尋ねください。 ●郵便局で「リサイクル券」を購入し、引取所に直接搬入することも可能です。
パソコン	家庭系パソコンリサイクル制度対象品目	●各メーカーの受付窓口へ回収を依頼してください。 ●受付窓口は各メーカーのホームページ等で公表しています。
その他	分別のされていないもの、廃油、土砂、消火器、瓦、レンガ、バッテリー、ドラム缶、農薬、燃料 など	●購入店または処理専門業者へお尋ねください。

クリーンセンターに直接持ち込みをされる場合

持込時間 13:00～16:00（月曜～金曜）

料金 100kgまでは無料。100kgを超える場合は料金がかかります。詳しくはセンターにお問い合わせください。（事業系ごみは料金体系が異なります）

持込・回収できないごみ

- 産業廃棄物…農機具・農業用資材（パイプ・ビニールマルチ）、建築廃材 など
- 危険物…ガスボンベ、油類、火薬類、薬品類（農薬等）、塗料（ペンキ、シンナー等）、消火器 など

- 処理困難物…浴槽、タイヤ、バッテリー、自動車、バイク、ボイラー、特殊温水給湯機、仏壇、耐火金庫、業務用の機器 など

ふれあい収集

家庭ごみや資源ごみをご家庭からごみ集積所まで排出するのが困難な世帯を対象に、ご自宅を訪問し、お声掛けを行いながら収集を行う制度です。（申込みが必要です）

し尿収集について

➡ クリーンセンター ☎ 44-5300

毎月汲取り・臨時

- し尿収集業務については、業者に委託をしています。汲み取り（浄化槽除く）は毎月定期的に収集しますが、便槽に雨水などが入らないように注意してください。簡易水洗便所は、水の使いすぎにご注意ください。
- 転入・転居・死亡等により異動があった場合は、クリーンセンターにご連絡ください。
- トイレには、し尿とトイレットペーパー以外のもの（雑誌、おむつ、タバコの吸い殻等）は投入しないでください。
- 料金については、クリーンセンターにお問い合わせください。

浄化槽

- 浄化槽の清掃については、葛城市の許可を受けた業者が行いますので、清掃を希望される場合は、直接業者に申し込みを行ってください。
- 浄化槽の汲み取り口周辺には障害物を置かないでください。
- 浄化槽の清掃については、年に1回以上、許可業者に申し込み、清掃を行ってください。



水道の利用開始と中止

引っ越しが決まったら…

転入、市内転居の場合

水道の利用
を
開始

開始(開栓)届の提出

市外への転出、市内転居の場合

水道の利用
を
中止

中止(閉栓)届の提出



引っ越しの日の1週間前を目安に、
まずは上下水道部水道課に電話連絡を…

下記の必要事項についてお伝えください。

- 1 水道を利用される予定の住所・氏名
- 2 利用開始予定日
- 3 電話番号(携帯)



- 1 お客様番号(施設番号)
■「納付書」「ご使用水量のお知らせ(検針票)」に記載されています。
- 2 現住所・契約者氏名・電話番号(携帯)
- 3 引っ越し予定日(最後に使用する日)
- 4 引っ越し先の住所・電話番号(携帯)

退出時までの料金を計算の上、引っ越し時にご精算をお願いします。

⚠ 届け出を行わずに転出・転居された場合、その後の使用料の負担が生じる場合がありますのでご注意ください。

水道料金について

水道料金は、メーターの検針により計算した使用料に基づいて算定します。

メーター検針は2か月に1回(奇数月)で行っています。

料金の支払いは、便利な
「口座振替」がおすすめです!
(2か月分まとめて)

金融機関または郵便局にて
お申し込みください。

※「口座振替依頼書」の用紙については各金融機関の所定の用紙をお願いします。

お取り扱い金融機関

南都銀行・りそな銀行・奈良県農業協同組合・ゆうちょ銀行(近畿二府四県)・三菱UFJ銀行・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・三十三銀行・関西みらい銀行

口座振替日は、偶数月の10日
再振替日は偶数月の27日です。

手続きに必要なもの

通帳、通帳お届け印、検針のお知らせ票

簡単に漏水を知る方法

家中の蛇口を全部閉めて、水道メーターを見てください。星形パイロットか1リットル針が動いていたら、どこかで漏水をしている可能性があります。その時は、早めに修理をしてください。水道メーターは、ときどき見る習慣をつけてください。「漏水の調べ方」は検針のお知らせ票の裏に記載しています。



メーター表示部

市が指定した指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

➡ なお、指定給水装置工事業者は、葛城市ホームページに掲載しています。

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

多目的トイレ



高齢者や障害のある方、お子さま連れなど誰でも利用できます。

感知式の水道蛇口



握力の弱い方だけでなく、衛生面が気になる方も安心して利用できます。

ピクトグラム



図形で情報を伝えるので、言語に左右されず内容を認識できます。



下水道

→ 下水道課 ☎48-7820

下水道の役割

水洗トイレが
使えます

快適な生活

「トイレの水酸化」

海や川を汚さず
自然を取り戻せます

美しい自然

「水質保全」

清潔で住みよい環境
のまちになります

きれいなまち

「環境改善」

公共下水道が整備されると、汚水の処理ができるようになり、川や海を汚すことがなくなります。公共下水道は、私たちが健康で文化的な生活を営むための基盤となるものです。

公共下水道に接続しましょう

葛城市では、公共下水道の整備をすすめ、快適な生活環境、きれいな水、豊かな自然を守る第一歩として、一日も早い公共下水道への接続をお願いしています。

くみ取り式トイレ、浄化槽式トイレにつきましては、公共下水道への接続をお願いします。

公共下水道への接続工事は排水設備指定工事店へ

公共下水道への接続工事は、葛城市に登録している指定工事店しか工事できません。工事の申請手続きから完了検査まで指定工事店が行います。工事内容につきましては、指定工事店に相談してください。なお葛城市排水設備指定工事店は下水道課にお問い合わせいただくか、葛城市ホームページで確認してください。

下水道に流してはいけないもの

下水道管やポンプがつまる原因になりますので、次のようなものは下水道に流さないでください。

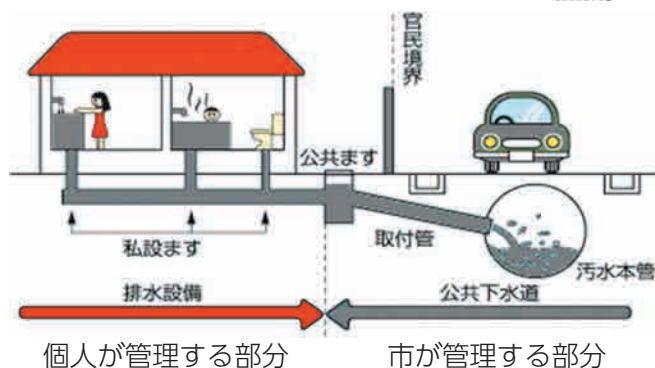
分類	具体例
水に溶けない紙類	紙おむつ、不織布製品（マスクなど）、ティッシュペーパー など
布類・衣類	下着（シャツ・パンツなど）、タオル、ぞうきん など
食べ物くず	野菜くずや食べ残しなどの固形物
油類・薬品類	てんぷら油、アルコール、農薬、ペンキ など
土・砂	園芸用の土、ペットトイレ用の砂 など

排水設備の管理の範囲は…

敷地内の維持管理はあなたです！！

排水設備も建物の一部とお考えください。市が管理する部分と個人が管理する部分に分かれています。

- 市が管理する部分での詰まり等の不具合は下水道課にご連絡ください。
- 個人が管理する部分での不具合は市の排水設備指定工事店などの業者に連絡して直接対応をお願いします。



浄化槽

→ 環境課 ☎44-5004

浄化槽を設置している住宅は、浄化槽法で定期的な「保守点検」「清掃」「法定検査」が義務づけられています。

1.保守点検

→ 奈良県景観・環境総合センター ☎0744-47-3790

- 毎年3回以上（処理方式、使用状況等により異なる）
- 浄化槽の機能を維持するため必要で、清掃時期の判断、ブロー等の機器点検・消毒剤の充填等を行います。保守点検は、奈良県の登録を受けた点検業者に委託してください。業者に関するお問い合わせは、景観・環境総合センターにお問い合わせください。

2.清掃

→ 大和清掃企業組合 ☎0745-52-3372

- 毎年1回以上（全ばっき方式の単独処理浄化槽においては6か月に1回以上）
- 浄化槽の機能を維持するため、汚泥等を槽外に引き抜き、洗浄や掃除をします。葛城市の許可を受けた大和清掃企業組合に依頼してください。

3.法定検査

→ （一社）奈良県環境保全協会 ☎0745-22-5161

- 毎年1回
- 保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査します。検査は奈良県の指定検査機関「奈良県環境保全協会」に依頼してください。

火葬場の使用について

➡ 市民窓口課 ☎44-5002・☎44-5101

葛城市火葬場 葛城市寺口1628番地

火葬場の使用料について

区分	単位	使用料(円)
		市内
遺体および その他の火葬	13歳以上の者	1体 20,000
	13歳未満の者	1体 10,000
	死(流)産児	1胎 5,000
	その他(人体の一部など)	1個 5,000

※市民のみの使用になります。

市営墓地

➡ 環境課 ☎44-5004

名 称 葛城市霊苑

住 所 葛城市寺口1628番地(葛城山麓公園内)

現在、新規利用者を募集しております。利用要件等がございますので、詳細は環境課へお問い合わせください。

また、市営墓地を使用されている方で次の場合は届出または申請をしてください。

- 墓地使用者の住所または氏名に変更が生じたとき
- 墓地使用者の名義を変更(承継)するとき
- 市営墓地に埋葬するとき
- 市営墓地内で工事をするとき(建立・改修・撤去)
- 市営墓地を返還するとき

墓地の改葬

➡ 市民窓口課 ☎44-5002・☎44-5101

墓地に埋葬されている遺骨等を他の墓地や納骨堂に移すことを「改葬」といいます。

改葬を行うためには、現在墓地があるところの市役所で申請手続きが必要です。

詳しい手続きの内容については市民窓口課へお問い合わせください。

こんなとき	手続きの手順	必要なもの
お墓を移したい、遺骨を他の納骨堂へ移したいとき	①市民窓口課で申請書類を受け取り必要事項を記入します。 ②現在の墓地の管理者に「墓地改葬承諾書」をもらいます。(市営墓地の場合は環境課で証明を受けます) ③申請書類を市民窓口課へ提出します。 ④市民窓口課で「改葬許可証」を受け取ります。 ⑤「改葬許可証」を移転先の墓地管理者へ提示します。	申請者の印鑑

まちづくり

➡ 都市計画課 ☎44-5013

都市計画

葛城市は全域が大和都市計画区域に含まれています。都市計画区域においては、各種の都市計画が定められ、都市計画事業等が実施されています。

都市計画ではスプロール(無秩序な市街化)を防止し、都市の健全で計画的な市街化を図るため、都市計画区域が「市街化区域(482.3ha)」と「市街化調整区域(2,889.7ha)」に区分されています。

また、集落地の活力の維持・向上などを図るため、都市計画法第34条第11号による区域指定を行っています。2024年1月1日現在、17地区(259.7ha)を指定しています。

都市公園等

葛城市には都市公園も含め70の公園があり、都市公園のうち3ヶ所(屋敷山公園、新町公園、葛城山麓公園)は都市計画公園で面積は合計20.31haとなっています。

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

段差のないUDブロック

杖を持った方や車椅子・ベビーカーもスムーズな通行ができます。

路面誘導サイン

車いすの方や子どもの低い目線でも見やすいように歩道に設置。

高さの違うつり革

身長の高低に合わせて使える高さの違うつり革。



農業

➡ 農林課

☎ 44-5110

農地の取得・貸借、転用

➤ 農地の取得・貸借

農地を耕作目的で取得したり借りるためには、農業委員会の許可が必要です。

➤ 農地の転用

農地を農地以外のものに転用する場合は、必要な手続きをしなければなりません。市街化調整区域にある農地を転用する場合は、県知事の許可が必要です。

また、市街化区域内にある農地を転用する場合は、事前に農業委員会に届け出なければなりません。

➤ 農地の相続

農地の所有権及び貸借権を相続した時は、農業委員会に届け出なければなりません。

農林課窓口のご案内

農道や林道等に係る事業についてのご相談、森林伐採の届出、その他営農等にかかる事業についてのご相談、鳥獣防除に関するご相談



公害

➡ 環境課

☎ 44-5004

日常生活において、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動などの公害で困っている場合は環境課へお問い合わせください。



犬の登録

➡ 環境課

☎ 44-5004

登録と狂犬病予防注射

犬には、狂犬病予防法に基づいた登録(生涯に1回)と狂犬病予防注射(年1回)を受けることが義務づけられています。

登録は環境課の窓口で行ってください。(当麻地区の方は当麻庁舎総合窓口課でも登録できます)

登録時にお渡しする鑑札には登録した自治体と、犬の固有番号が表記されています。犬が保護された場合に飼い主がわかるようになっていきますので、犬には必ず鑑札をつけてください。

狂犬病予防注射は、春先に行われる集団予防注射(広報、市内放送などで案内します)を利用するか、かかりつけの動物病院にご相談ください。

手数料一覧表

登録料	登録手数料	3,000円
	登録再交付手数料	1,600円
狂犬病予防接種	集合注射料金 (注射済票交付手数料含む)	3,400円
	注射済票交付手数料	550円
	注射済票再交付手数料	340円

※手数料は変更になる可能性があります。

登録変更

飼主・住所などに変更があった場合は、環境課で変更届を出してください。

転出される方は、転出先の担当課へ鑑札を持って行ってください。

犬の死亡届

環境課で、死亡届を出してください。電話でも受け付けます。

e古都なら(奈良電子自治体共同運営ポータルサイト)でも死亡届の提出ができます。

放し飼いの禁止

犬の放し飼いは、奈良県の条例で禁止されています。犬を飼われる際は、周囲に影響のない場所につなぐか、しっかりとした囲いの中で飼うようにしてください。また、道路に面した場所につないでいると前を通った人が驚いてけがをしたり、犬に危害が及んだりする場合がありますので、つなぐ場所にも注意してください。

愛護と管理

飼い主の責務として、「動物の愛護及び管理に関する法律」で下記のことが定められています。

- 犬の健康と保持
- 人に迷惑をかけない
- 所有者の明示(名札などをつける)
- 繁殖制限

犬を飼われる方へのお願い

- 犬を飼われる際は、くさり等でつなぎ、放し飼いはいっさいしないでください。野犬とみなされ処分されることがあります。
- 散歩するときは手綱を放さず、糞尿の後始末は飼い主が責任を持って必ずしてください。
- 犬も大切な家族の一員です。愛情を持って接し、最後まで世話をしてあげてください。
- 世話がどうしてもできなくなった場合は、保健所等にご相談ください。

マイクロチップについて

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。犬を家族に迎え入れた飼い主は自分の住所や氏名、電話番号を変更登録する必要があります。

